

# 年金払い退職給付に係る財政状況（平成 28 年度末）について

地方公務員共済組合連合会

年金払い退職給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。年金払い退職給付制度の積立状況を把握するため、毎年、「財政検証」を実施しています。

財政検証では、国共済と地共済を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額（積立基準額）と実際の積立金額の比較を毎年行っています。

平成 28 年度末の財政検証結果は次のとおりです。

## 1 平成 28 年度末の年金財政状況

（単位：億円）

区分	国共済+地共済	国共済	地共済
積立基準額 A	5,686	1,550	4,137
積立金（簿価ベース） B	5,698	1,588	4,110
剰余または不足 (B-A)	+12	+39	△27

（注）△は不足を表している。

「積立基準額」は平成 28 年度末に積み立てておくべき金額であり、国共済が 1,550 億円、地共済が 4,137 億円、合計で 5,686 億円となっています。一方、実際の「積立金」の額は簿価ベースで国共済が 1,588 億円、地共済は 4,110 億円、合計で 5,698 億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が 39 億円の剰余、地共済が 27 億円の不足、合計で 12 億円の剰余となりました。

なお、現在、地共済で計上されている不足については、将来、制度が成熟することにより発生する剰余等により解消される見通しとなっています。

## 2 財政再計算の要否

年金払い退職給付制度では、少なくとも 5 年に一度財政再計算を実施することとなっており、次回は平成 30 年度に実施する予定です。

これとは別に、毎年、財政検証時において、国共済と地共済の合計の積み立て不足額が一定の規模を上回る場合、臨時の財政再計算を実施することとなっています。

平成 28 年度末においては、国共済と地共済を合計すると、12 億円の「剰余」となっていることから、臨時の財政再計算を実施しないこととなりました。

## 3 国共済と地共済との間の財政調整の実施

年金払い退職給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の 5 分の 1（ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。）を拠出することとされています。

平成 28 年度末においては、国共済が 39 億円の「剰余」、地共済が 27 億円の「不足」の状態であったため、国共済から地共済へ平成 30 年度中に約 5 億円が拠出される予定です。